

侵略戦争と自治 ロシアによるウクライナ侵略戦争についての雑感

東京大学法学部 教授
金 井 利 之

はじめに

皆さんこんにちは。ただいま紹介いただきました東京大学の金井でございます。本日は北海道地方自治研究所の定期総会記念講演会にお呼びいただきまして誠にありがとうございます。新型コロナ感染拡大以降、外出せず引きこもり生活を続けており、飛行機に乗るのも、北海道に来るのも本当に久しぶりです。重い腰を上げる大変ありがたい機会を与えていただいたと感じております。

今日は、自治業界に身を置く人間としてあまり踏み込まないテーマについて少し考えてみたいと思ふ。演題は「侵略戦争と自治」とし、副題として「ロシアによるウクライナ侵略戦争についての雑感」とつけました。

東日本大震災や原発災害、そして新型コロナウイルス感染症問題は、自治体にも大きな影響がありますので、私自身も取り組んできたのですが、今回の侵略戦争は「ハイポリティクス（高治）」

と呼ばれる国防、あるいは安全保障の領域になり、あまり馴染みのないテーマであります。地方分権推進論議の中でも、国は外交・防衛など国家としての存立にかかわる事務をやるべきで、自治体は広く内政を担当するといった役割分担が広く常識的に捉えられていたように、自治体がこうした問題に関わることはない、とされてきました。いわゆる「ロー・ポリティクス（低治）」です。

こうした発想 자체、ドメスティック（内向的）な思考なのかもしれません。ただ、私自身も自治体の専門家として外国の地方自治がどういった仕組なのかに興味はあります。ですが、自治体と自治体の関係を超えた国際的問題は主たる関心事項ではありませんし、さらに軍事安全保障問題になると、内政や地域に関わらないことが多いこともあって、これまで考えてこなかった領域になります。

しかしながら、戦後日本の自治においては、沖縄の米軍基地を始めとして、自治体の中に基地問題がある場合、安全保障上の受忍要求理由に対し

て、どうやって違う見解をぶつけるのかが重要なテーマとなってきた実態があります。こうした地域では、国と外交・安全保障論で議論できないと一方的に押し切られてしまいますが、少なくとも戦後日本において、沖縄県をはじめ基地のある自治体は安全保障など涉外問題と切つても切れない関係であつたと言えるでしょう。

ただ、沖縄県を除く他の自治体の場合、基地を返してもらえさえすれば、あとはまちづくり問題だ、という話になりがちです。他の基地が安全保障上必要か否かの話はありません。米兵の犯罪などは多いのですが、米国の忠実な同盟国である限り、常識的には米国と日本が戦争をすることは想定されていない。むしろ、いろいろ言いわけてくる米国に対して、安全保障上の必要性などといった利害を共有しながら、被害や負担の議論をしてきた経緯があります。

ところが、今回のような問題が起ると、位相が違うような雰囲気となってきます。そもそも、為政者や専門家、この中には軍事オタクも含まれ

ますが、こうしたハイポリテイクスの方々は、特
殊な関心を持つている人たちですから、こうした

事件があると、総合的なバランス判断の欠如に
よつて、過度に安全保障意識が高まり、過剰に政
策がブレてしまう可能性があります。

そうした中で自治体という総合行政主体の役割
があります。総合的に物事を考える立場から言う
と、為政者や専門家たちの暴走に対し、一步引
いて冷静に考えるべき役割も持たなければならな
いのです。しかし、今述べたように自治体は、非
専門家のジエネラリストですから、安全保障の細
かい内容は分かつていません。よく分かつていな
い素人である自治体が専門家にどうやって対抗し
ていくのか。これが自治体に問われていることに
なります。

実は安全保障問題だけではなく、エネルギー問
題、あるいは公衆衛生・感染症対策でも同じです。
結果的に見れば、新型コロナウイルス感染症対策
も一時はパニックを起こしていたのではないか、
と私は思っています。専門家が過剰な対応を扇動
してしまい、それを、国と自治体の政治家が加速
した。他方で刻々と変わる情勢に対し、専門家は
転進したいのに、政治家が方針転換できず、国民
も心配だとして変化できなかつた。

恐らく、ウクライナ問題も国や専門家からで
くる情報のシャワーを浴びて、自治体はむしろそ
れに染まり、住民も染まっていくという可能性が
非常に高いと感じています。健全な素人としての
自治体の良さが發揮できないかもしれません。そ
うした意味で、解毒剤ではありませんが、早い段
階で「侵略戦争と自治」を取り上げたいと思い、
今回の講演を引き受けた次第です。

1 ウクライナ侵略戦争をめぐる 考察

(1) 自治体とウクライナ侵略戦争の関係

自治体の支援は、当面ウクライナから避難して
きた人たちの支援やいろいろな意味での連帯や支
援の表明にとどまっています。他方で姉妹都市の
関係、特に北海道ではロシアとの関係がじわじわ
と影響を与えていたのではないでしょう。ただ、
こういう時こそ民間交流を維持しなければならな
い、という別の必要性もありうると思います。

このようにウクライナ侵略戦争は自治体の具
体的な課題として上がってきていると思います
が、むしろこうした事態を踏まえ、自治体の観点
からこの問題をどう考察するのか。特に実際に軍
事力を使って、本当に攻めてくるということがあ
りうるという危機に直面した中で、どう考えてい
くのか。これを考えていく必要があるのでない
でしょうか。

この問題に対する専門性という意味でいろ
いろな視角がありますので、様々な人がいろいろ
なことを言っていますが、私も含めて自治体の觀
点から発言している人はほぼいない状況です。

(2) ウクライナ侵略戦争は論すべき「大問 題」なのか

一方で、ウクライナ侵略戦争が世界的に論じる
べき大事な問題なのか、という根本的な疑問もあ
ります。皆さんウクライナが攻撃されているから
心配していますが、世界的に見れば、アフガニス
タンやシリア内戦で多くの犠牲者や難民を出でて

るにも関わらず、日本では大きく取り上げられて
こなかった。これ以外にも香港やミャンマー・ロ
ヒンギヤや新疆ウイグルでの弾圧など、人権を無
視したことがたくさん発生しているのに、日本人
が危機感を持つていてない。

こうしてみると、政治家や専門家たちの視点は、
欧米西側陣営寄りに毒されていることを示してい
ると言えるのではないかでしょうか、という見方も
あり得ましょう。非西側陣営諸国では、むしろ、
ウクライナを支援する西側諸国に冷ややかな国も
多いのです。

以上のことから、欧米西側陣営目線ではなく、
日本の我が事としてウクライナ侵略戦争を論じて
いるのか。あるいは、対岸の火事として見ている
のかが問題となるうかと思います。日本の我が事
が大事な立場からすれば、ウクライナ自体という
よりも、欧米西側陣営に安全保障を依存している
日本の我が事の観点から、対中国・対北朝鮮・対
ロシアの関係で、論じるでしょう。例えば、日本
の安全保障の専門家たちが、危機をきっかけにし
て防衛費を増やすなどと考えているでしょう。
しかし、ここでは、国の安全保障ではなく、自治
の視角から問うことが可能なのか。また、意味が
あるのか否かについて考えてみたいと思います。

2 議論を進める上でのサンプル として「有識者の考え方

(1) 橋下徹氏の言説

軍隊が一般市民を守るべきだ
繰り返しになりますが、ウクライナ侵略戦争に
ついてはいろいろな人がいろいろなことを言つて

いますが、話題となつてゐる方をいくつか挙げて考えてみましよう。まずは橋下徹氏の言説を紹介します。皆さんご存じの通り、橋下徹氏は大阪市長、大阪府知事を経ていますので、自治体為政者の経験も持つてゐる人になります。自治業界の中では「あれは異端兎であつて気に入らない」「ハシズムだ」などといふ人もいますが、今日はその議論をする場ではありませんので横に置いて、彼がウクライナ侵略戦争に対し、ツイッターなどを通じてどのように発言してゐるのか掘り下げてみました。

開戦前の二〇二二年二月一四日段階では、「大國に自國の安全を委ねると危険だ。憲法九条では平和は訪れない。集団的自衛権・安全保障の必要性。核兵器は最大の抑止力」と非常にタカ派的なことを言つています。よく考えれば、「集団的自衛権」と「大国に委ねる」は矛盾していると言えば矛盾しているのですが、要するに安全保障のためにには、核兵器を自分で持ち、他国に委ねてはダメだ、と言つていました。

ところが、開戦後に突然雰囲気が変わります。

「軍事力強化の前提は、為政者が一般市民を保護するよう運用するという大前提がなければならぬ。したがつて、開戦してしまふと一般市民の犠牲を最小限にすることが目的になる。降伏、銃を置いて被害を最小限にすることが目的だ」という主張をしています。

さらに「自分たちは安全圏にいるわけで、そうしたところにいる学者や文化人が他人に対し戦えと言ふことはできないではないか。相対的に安全圏にいる政治家は妥協すべきであり、むしろするしかないと。威勢のいいことを言うなら、自分が率先して危険を冒してみるべきだ。そんなことできる人いないだろうと」と述べています。要するに、自分で危

険を犯さないくせに、やれ戦え、頑張れといふのは無責任極まりないと彼は指摘しています。そして、「戦闘員が一般市民を守るため戦闘するということは、軍事力の基本なのだから、すばらしいことである。しかし、戦闘によつて一般市民を犠牲にすると、いうのは本末転倒である。いきり立つてしまふと一般市民を盾に現場の戦闘を続けることになりやすいので、それを止めさせる方が政治家の仕事ではないか。実際、沖縄戦でどれだけひどいことになつたのか分かつてゐるのか」とも主張しています。

橋下氏言説に関する所感

これに対する私の所感ですが、実際の状況を見ても、戦闘が継続することで一般市民が犠牲になるのは確かにやくない。だからと言って、降伏して本当に残虐行為がなくなるのかは、決然としません。少なくともロシア軍の場合は疑問が残ります。つまり、降伏する選択は、大変悩ましい問題ということになります。

また、軍隊とは、一般市民を守るべきものとすることがあります。実際には一般市民の中から戦闘員になるわけで、これも大変悩ましい問題です。要するに誰が戦闘員として危険を冒すのかです。実際にウクライナでは男性の若者は戦うよう言われ、結局国内にとどめられています。一方でこうして残らざるを得なかつた男性たちからすれば、逃げた男性たちは「ずるいじやないか」という気持ちになるわけで、だからこそ、出国禁止という強制的な措置が取られているのでしょうか。

以上のことから、命を賭していない政治家・一般市民は、命を賭してゐる戦闘員に異論できない構造が生まれます。つまり、武装民兵集団支配、

クーデタ・軍事政権化というなかなか悩ましい話につながつていくのでしょう。戦闘員に対する文

民統制のためには、政治家は命を賭さなければなりませんが、現実的にはそんな政治家はいないといふのが橋下氏の見立てです。仮に政治家が命知らずの暴力主義者であれば、今度は、一般市民が政治家を民主的統制できません。

(2) 細谷雄一氏の言説

二〇世紀世界観の重視

次にウクライナ侵略戦争に対し、安全保障や国際政治学の専門家はどのようなことを言つているのか見てみましょう。これまたいろいろな人がおられます。今日は国際政治学者の細谷雄一慶應義塾大学教授を取り上げてみたいと思います。細谷氏は様々な活動をしている方ですが、公益産業研究会が発行している雑誌『公研』の二〇二二年四月号に掲載されていた「座談会『ブーチンの戦争』が掲らした世界の秩序」での発言に注目してみました。

余談ですが、私はこの雑誌を全然知らなかつたのですが、電力会社がスポンサーになつてゐる雑誌のようです。原子力発電所の立地自治体の研究をしている私からすれば、電力会社がスポンサーの雑誌に座談会が載ることがどういう意味を持つてゐるのかよく考へるべきと思ひますが、ここではこの問題には入りません。ともかく、細谷氏は国際政治学の主流派と言われてゐるということになります。

細谷氏の考えは、いわゆる二〇世紀国際政治の主権国家視点から論じるアリズム国際政治学と呼ばれるごく主流の考え方です。その上で彼が言つてゐるのは、「国家が国民を守るのではなく、国民が国家を守るというスタンス」です。繰り返

しになりますが、先ほどの橋下徹氏は「軍隊は一般市民を守るべきだ」と述べているのに対し、細谷氏は「国民が国家権力を守るべきだ」と述べ、両氏は真逆の主張を展開しています。

また細谷氏は、主権国家は侵略戦争をしてはいけないという国際法秩序、あるいは国際秩序があり、これを二〇世紀的世界觀と言つて重視しています。ただし、侵略することは間違いはあるとの前提で、これに対抗する自衛戦争を容認しています。つまり、彼の考えは侵略戦争をした側はけしからんが、追い返そうと思つて戦う側は正しいとの理論となります。

一九世紀的・二二世紀的界觀の否定

細谷氏はそうした二〇世紀的世界觀に基づき、なぜブーチンがダメなのかも指摘しています。彼に言わせると、ブーチンは大国が軍事力を使って小国を打ち負かせて占領してもいいという一九世紀的国際秩序觀にある。二〇世紀的国際秩序に対する挑戦は深刻な問題だ、そうしたけしからんやつに反撃しなくてどうするんだ、と述べています。

さらに、「専制國家対民主國家」という国家体制観で議論してはいけない」ということも重視しています。確かに、どんな専制国家であっても、国内でいくら彈圧しようが侵略されしなければ、二〇世紀的国際秩序の中では問題ありません。ただ、実際のところは、国内弾圧を口実に侵略することが多いのだから、まずは口実を与えてはいけないということが一つのコンセンサスであります。専制國家対民主國家のかたちで分けると、かえつて國內の方までも考え方ねばならず、侵略戦争を是認しうるので、良くないと彼は指摘しています。なお細谷氏によると、侵略戦争も防衛戦争のど

ちらも結局は一般人が死ぬのだから、馬鹿じやないかという指摘は二二世紀的世界觀だと述べています。これは二〇世紀的世界觀の否定であり問題だそうです。

細谷氏言説に対する所感

細谷氏に対する所感ですが、先ほど橋下氏の発言にあつた「自分は安全な立場にいて、国家や為政者として自身を同一化している」ということの典型例なのかもしれません。この言説が訴求効果を持つのは、国家によって守られる人、あるいは国家と同一視できる人であります。国家のせいで犠牲になる人に、細谷氏の言説に説得力があるのかというと、なかなか難しいところがあるので、ないでしょうか。

細谷氏に言わせると、国家のせいで犠牲になることを懸念することは、二二世紀的世界觀に生きている、ということになるのですが、国際秩序が守られても自分が死んでしまっては意味がないという見方はあるでしょう。それが二二世紀的な考えなのかと言わると疑問です。「命あってこそ」という考えは何世紀とかに關係なくいつの時代も貫してずっとある考え方です。

そもそも、君主の暴政を抑制する権力分立・立憲主義は、国家のせいで犠牲になることを懸念するので、一八世紀的秩序觀かもしまれません。もともと、民衆が命を大事に思いすぎると、ホップズ的に暴力の脅しに追従して、すぐ専制支配に屈服してしまうじゃないか、と言わればそれまでなので、一七世紀的秩序觀かもしまれません（ホップズ『レヴァニアサン』一六五一年）。ですが、やはり死んでしまつたら意味がないだろうという考え方は根強い。そのような状況で「戦え」と他人を

鼓舞できるのは、通常は、自分は死ないだろうという漫然とした前提があるからなのでしょう。さらに、残念ながら主権国家の独立を至高のもととする二〇世紀的国際秩序は、ブーチン＝ロシアに言つても全然響かない議論です。そもそも、ロシア（ブーチン政権およびそれに影響されたロシア国民多数）の世界觀から言えば、ウクライナは自分たちと同じ国（世界平和）で、いわば主権国家の中の問題だと思っているわけです。事実、旧ソ連時代には「制限主権論」という議論があり、東ヨーロッパ社会主義圏は主権国家のようで主権国家ではないシステムを採用していたわけですし、ウクライナ・ソビエト社会主義共和国はソ連邦の一部でしかありませんでした。きょうだいなのだから弾圧していいんだ、というドメスティックバイオレンス的な発想で霸權国家を形成していました。こうした考えが残る中で二〇世紀的界觀を提唱しても、ウクライナがロシアから分離独立したこと自体、アメリカの陰謀だと言われてしまふと全然説得力がありません。むしろ、ソ連解体自体が地政学的な間違いだったとなる。

また、細谷氏の世界觀には国内だつたら何をやつてもいい、という理論がありますので、「国内」と言つてしまえば「何でもあり」ということになります。ヤマト（日本政府およびそれに影響された日本国民多数）は、沖縄の問題は日本という主権国家内部の問題だから、力ずくでよいと考えているわけです。ウクライナのなかにもロシア支配が正しいと思う人がいるように、沖縄人にも本土人に同調するする人もいる。中国（北京政府とそれに影響された中国国民多数）とチベット・香港・新疆ウイグル・台湾の関係も同様です。北海道の先住民族だつて弾圧してもよいという論理が、かつ

ての日本でも成り立っていました。非二〇世紀世界観から「それ自体がおかしいのではないか」と指摘しても響かないでしよう。ブーチンも、二〇世紀的世界観を細谷氏と共にしているのかもしれません。」
「国内」「国際」の線引き地点が違うだけです。

本来、リアリズム国際政治学とは世界観を持ち出さず、単に利益とか言わなければならぬのですが、細谷氏の言説は、いつの間にかモラル的な世界観・秩序観の戦いになつて、一九世紀世界観も気に入らないが、二二世紀的の世界観も一八世紀の世界観（国家からの個人の自由）も気に入らない。國家を守ろうとしない国民はけしからんと弾圧する論理になつてしまつてゐる。橋下氏とは異なり、個々人を軽視するという考え方です。結局のところ、ブーチンの考え方とどこが違うのかがよく分からなくなります。

橋下氏も細谷氏も、どつちの議論も腑に落ちないというのが率直な印象です。

逆に言えば、どちらの議論も相手方を批判するときは説得力がある。白旗降伏して本当に市民が守れるのかという疑問も残ります。一方で徹底的に戦つて犠牲になつたら何の意味があるのかも疑問です。どちらに進んでも袋小路ではないか。こうしたことが、昨今、自治とは無関係な「高い」ところで、議論されています。

(3) 松下圭一氏の言説

① 松下圭一氏の「防衛論」とは

時代錯誤の問題意識による有事法制議論
冒頭で話したように、自治体領域の中での安全保障などを論じてきた人はほとんどいない状況です

が、数少ない論者として松下圭一先生の『都市型社会と防衛戦争－市民・自治体と「有事」立法』が挙げられるのではないでしようか。二〇〇二年にブックレットになつておりますが、すでに二〇〇四年が経過している状況です。ブックレットの元になつたのは、一九八一年と八三年の論文ですから、四〇年ほど前に書かれていたものです。にもかかわらず、その後我々は松下先生の問題提起を受け止めず、展開もできないまま時間を空費していることに対しても恥恥たる思いであります。

そうは言つても、先ほど話しましたように国際政治学や安全保障の議論もどつちもどつちで、全然説得力のない議論を四〇年展開している分野と、何ものところ、ブーチンの考え方とどこが違うのかがよく分からなくなっています。

橋下氏も細谷氏も、どつちの議論も腑に落ちないという繰り返しになりますが、元々は一九七〇年代から一九八〇年代に議論されていた有事法制を批判するために一九八一年と一九八三年に執筆された論文なのですが、二〇〇〇年代になつて有事事態法制整備が議論されるようになり、同じ論理で批判できるとして、ブックレットが作られました。最終的には、このブックレットが発行されたあとに有事事態法は成立しています。

成立後、松下先生がどう考へているのかはブックレットからは伺えないのですが、ロジックとしては非常に明快です。有事法制案は生命・身体・財産保護は後回しとしておりました。批判を受けた結果から、松下先生の言葉で言えば市民保護法案、のちの国民保護法案となります。これを立案します。ただ、立案している人自身が時代錯誤の問題意識のため、中身が全然ないとも指摘しています。

その理由として、松下先生は農村型社会のイメージのまま問題を考えていると指摘しています。前線は戦闘していても、他のところでは安泰という、農村型社会の牧歌的イメージで考えているけれども、都市型社会はもつともモロイものでありまして、その危機管理を考えていないうな有事法制議論や市民保護法論議ではダメだ、と言つているわけです。

このように、松下先生の議論ではジョーカーのように「都市型社会」というキーワードが必ず出てきて、最終的にはそれで全部説明できてしまうのですが、こうした考えに至つたのは松下先生自身が第二次世界大戦や福井地震を経験したことだと言われています。ブックレットの内容は二〇一年の東日本大震災前の議論になりますが、松下先生の言葉で言うと、一九九五年の関西大地震（阪神淡路大震災）を踏まえても、都市型社会は非常にモロイと指摘しています。

対市民規律の欠如

第二次世界大戦中の日本は都市型社会になりきつていなかつたので、田舎に疎開することも可能でしたが、行く場がなかつたらどうしたのでしょうか。これが都市型社会の現実であり、対市民規律が問題になると指摘しています。辻清明先生の言葉で言えば、対民衆官紀ということになりますが、要するに市民に対し、行政や政府は何をどうすべきか規律が必要となります。

先ほど挙げた橋下氏の言葉で言えば、一般市民を守るために軍隊を運用するのが対市民規律となります。が、戦前の日本は軍隊が国民を「轡きつ殺していく」との理論でして、こうした軍隊には市民保護の発想はゼロということになります。

では、戦後はどうだったのか。国政が進めた経

済成長がいわば国民を「轢きつ殺していく」など、都市問題や環境問題が起きようと放置してきたわけです。ただし、戦後の都市型社会の市民活動は轢きつ殺されることに満足していませんので、シビルミニマムを基準に拮抗力を發揮していましたわけです。

以上の経緯から、対市民規律のない有事立法は国家総動員への退行となり、国家が国民を守るのではなく、細谷氏が考へているように、国民が國家を守る発想にすぐ引き寄せられる。結果として、多少の犠牲はやむを得ませんと無責任なことを言うようになるので、だからこそ、市民保護こそ焦点となるべきだ、と松下先生は指摘しています。

また、松下先生は一九八〇年初頭の時点でジュネーブ四条約、追加第一議定書に着目しています。一九七八年に発効したもので、當時最新の考えでした。同五九条には「適切な当局による無防備地域」として、「うちも無防備で丸腰だ。丸腰のところは攻撃しない」という国際ルールができました。また、六〇条では国間の合意による非武装地帯も設定できるようになり、六一条では、市民保護団体に対して、紛争両当事者は攻めない・攻撃しないと定めることもできるようになりました。

こうした考えは元々、国際赤十字社が持つていたものです。クリミア戦争（一八五三～五六六年）のうちに締結されたジュネーブ条約（一八六四年）に基づく国際赤十字社は、敵味方入り乱れているところに、どっちにも与しないで困った人を助けます。一種の一九世紀世界観で活動してきました。松下先生は、有事立法がこうした市民保護を最優先にするとした国際基準から考え、対市民規律を持つべきだと指摘しています。ところが、当時の

日本政府は加入する気はありませんでした。

自衛権の主体と信託統治

そして、ロック『市民政府論』（一六九〇年）を独自に解釈してきた松下先生は、自衛権の信託統治論を指摘しています。細谷氏を始め多くの人は、国家は自衛権を持っていると思っていますが、これは二〇世紀的世界観です。国際法上、侵略戦争に対し自衛権を持ついると認められているじゃないか、と言えるかもしれません、自衛権は市民一人ひとりが持つものだと松下先生は述べています。細谷氏ならば二二世紀的世界観と揶揄するでしょうが、一八世紀的世界観でもあります。つまり、市民一人ひとりが自衛権を持っているときに、国（国家ではない）の基本法に基づき「政府に信託します」となって初めて、国（国家ではない、全国政府のこと）に自衛権が発生するという考えです。

このように、あくまで信託された政府の権限にすぎませんので、国家が「自分（国家）を守るんだ。俺（国家）を守るために協力しろ」というような話は論理的にあり得ません。したがつて市民と官僚制機構や政府・自衛隊という制度・ルールの関係として現実的に問題処理する感覺・思考が必要だということになります。したがつて、「絶対・無謬」の運命共同体としての国家はなく、自立する市民が政策・制度の出

すから、自治体も市民個人の受託機構になりますから、自治体も市民個人の受託機構になります。では、具体的に自治体が何をやるのか。松下先生は自治体による無防備地域宣言が非常に重要な仕事になると述べています。確かに、国の政府は遠くに構えていて地域の状況を把握できませんから、地域の市民保護を前提に考える、あるいは市民の信託を受けている自治体政府としては、必要に応じて無防備宣言をして、抵抗や敵対せず攻撃もしないと伝えることが重要となります。

ただ、無防備地帯宣言は戦時法であり、戦争にならないとできません。したがつて、戦争前から宣言しても意味がないのですが、松下先生は有事の前から何をするのかを考え、そのために無防備地域の国際予備登録制度を進めるべきだと指摘しています。

また、都市型社会は市民型兵士が中心となりますから、そうした人を取り込み、個々の市民がどのように行動するかといった主体的自衛権行使も重要となります。もちろんジュネーブ条約が万能でないのはその通りなのですが、だからといって絶対無謬な国家が、「絶対負けてはいけない」「徹底抗戦だ」などと鼓舞することも問題ではないか、ということです。自立する市民が政策・制度の出発点とも主張をしています。

モロイ都市型社会

都市型社会が防衛や戦争となつたときにはどうなるのか。多くの防衛論議は、後ろの首都で司令して、前線の農村地帯で抵抗するといった農村型社会をイメージして考えられていますので、都市型社会の理論フレームが欠落していると松下先生は指摘しています。都市型社会はモロイ構造である

ということを一九八〇年代段階から言っていますし、二〇〇〇年代段階でもそうだと言っています。恐らく、「今もそうだ」と天国でおっしゃるでしょう。

だいたい都市型社会は、有事が起ころうだけでパニックとなり破綻します。つまり、戦争になる前から大混乱となるわけです。他方で侵攻軍にとつても、都市型社会が破綻すると何の魅力もありませんから、コストにしかなりません。こうしたことからも、都市型社会は戦争に耐えられないモロイ構造であり、無能な軍は市民型兵士の納得を得られませんから、崩壊あるいは自壊してしまうと述べています。以上のことから言えるのは、都市型社会の軍事活動は「一発で決める瞬間戦争を目指さなければならない」ということです。もちろん、二〇世紀世界觀からすれば一発であってもダメですし、一発で決まつてしまることが良いことなのか議論があるのも事実ですが、泥沼戦は避け、それが不可能であれば攻撃しないという判断になるでしょう。実際、ブーチンも一発で決めるつもりだったでしょうが。

民主化・工業化の影響

工業化の深化は農村型社会から都市型社会への移行、成熟を生み出しています。工業化は共同体や身分の崩壊につながり、社会の自由化・平等化、つまり民主化を生み出します。

都市型社会が民主化・工業化を進めるとき、社会分業の深化が進むため、社会の多元化をもたらし、この社会の多元化は政治の分節化を生み出します。これによつて、市民抵抗や兵役拒否、反戦平和運動、政党間対立、自治体の抵抗、戦争への憲法手続など、いろいろなところでブレークがかかることがあります。例に挙げたように、

以上のことが、松下先生は有事法制とは「兵隊ごっこ」であり、戦争は不可能であると指摘しています。都市型社会では本土決戦型、陣地を作つて砲弾が飛び交つて守るみたいなのは起こりえない。自衛隊では敵が北海道に上陸してきたときに、とりあえず青森まで撤退してと様々な専守防衛の作戦を考えているわけですが、自衛隊が頑張つて活躍すればするほど、都市や国土は破壊され、難民が発生する。そもそも上陸せずにミサイル攻撃をすれば、それだけでパニックを起こすことも可能です。

あるいはそうした軍事攻撃ではなく、貿易攬乱による経済・金融破綻、ITテロもありうるでしょう。こうやつてライフラインが崩壊し、交通網が寸断し、行政が崩壊し市民生活はパニックになるというのが防衛戦争だ、と松下先生は言つてゐるわけです。

原始自治に対する対応

以上のことから、都市型社会における軍事課題

どちらかと言えば、戦争にブレークが働きやすいということになりますが、逆に言えば、反動化しないと戦争遂行はできないとなります。したがつて、国が徹底抗戦などと言えば反動化していく。反動化していくと、今度は反戦や革命が生み出しやすくなる。つまり、抑圧的に弾圧して戦争遂行しても、体制崩壊につながるということになるでしょう。そもそも、都市型社会では産業が崩壊した時点で難民があふれるでしょうし、交戦ができるとは思えません。侵攻予測は立てられるでしょうが、市民保護をする責任が発生すると考えれば簡単にいかないですし、市民保護をしなければ糾弾されるということになります。

二つ目は有事においての市民保護です。有事における「原始自治」が発生し、市民自衛とも言えますが、こうした市民活動とのネットワークづくりが政府には問われているということです。松下先生が論文を書いた当時、議論されていた事態法制における「国民の協力」とは、本土決戦型総動員という時代錯誤の発想でした。ただ現実は「原始自治」によつてみんなが勝手に身を守る行動が生じます。これにプラスしてどのようにネットワークを作るか。それが課題だと指摘しています。

三つ目ですが、自治体は無防備地域であり、ジュネーブ条約や国際人道法を共有することになります。これに対応せず、古い考え方のままだとどうなるのでしょうか。無防備地域の拡大は自國軍や敵国軍を動けなくさせるため、戦闘・戦争は無意義となります。そうなると、自衛隊は市民活動をスパイ・利敵行為とみなし、国内分裂が発生してしまいます。つまりはマイナス作用となるということです。

② 防衛政策の国際化・分権化

国際化

松下先生は防衛政策の国際化・分権化も指摘しているのですが、今日の日本は、「有事迫る」と

は、都市型社会独自の有事に対応しうる政策や法制という厳しい問い合わせの構想力が求められていることになります。では、どうすればいいのでしょうか。

一つ目は、防衛庁（現・防衛省）・自衛隊の対

市民規律の確立です。彼らは本当に市民を守るつ

もりがあるのか、あるいは、逆に、細谷氏のよう

に市民に国家を守るようにならぬのか。こうした根

本問題があります。

二つ目は有事においての市民保護です。有事に

おける「原始自治」が発生し、市民自衛とも言えます

ますが、こうした市民活動とのネットワークづくりが政府には問われているということです。松下

先生が論文を書いた当時、議論されていた事態法

制における「国民の協力」とは、本土決戦型総動員という時代錯誤の発想でした。ただ現実は「原

始自治」によつてみんなが勝手に身を守る行動が

生じます。これにプラスしてどのようにネット

ワークを作るか。それが課題だと指摘しています。

三つ目ですが、自治体は無防備地域であり、ジユ

ネーブ条約や国際人道法を共有することになります。これに対応せず、古い考え方のままだとどう

なるのでしょうか。無防備地域の拡大は自國軍や敵国軍を動けなくさせるため、戦闘・戦争は無意義となります。そうなると、自衛隊は市民活動をス

パイ・利敵行為とみなし、国内分裂が発生してしま

う。つまりはマイナス作用となるということです。

いう時点でパニックになり、陸上自衛隊は内部から崩壊していく。海上・航空自衛隊は米国へ逃亡してあてにならない。だからこそ、外交レベルで争点を個別・着実に解決していく国際政策の構想に飛躍する必要があると指摘しています。都市型社会のモロサを克服するには、この「国際化」に対応して、市民、団体、企業、また自治体、国レベルでそれぞれの国際政策をおしすすめるだけではなく、また国土構造の「分権化」を目指す必要があるとも述べています。

分権化（分散化・分権化）

二つ目は分権化です。ブックレットでは分散化・分権化と記述がありますが、都市型社会の最大弱点は東京圏への一極集中です。本当に防衛する気があるのであれば、東京圏の分散、つまり一つ前に述べた国土構造の「分権化」が必要になります。要は、東京圏に人をたくさん集めておいて、防衛戦争なんてできないだろう、ということです。

都市型社会は戦争した時点でのダメなのですから、自衛隊中心で守りましようという考えはそもそも無理がありますので、その意味でも多元的・重層型の国際政策を持つしかないのです。しかし、現実には都市型社会固有の軍事問題の構造特性を理解せず、農村型社会での戦争を原型として、防衛・侵攻の構想を練っているため、戦争があつても、稻を作つて飯が食えるイメージにどどまつているということになります。

三つ目がより本当の分権化なわけですが、分節民主政治と政府の三分化

民主政治と政府の三分化です。これまた松下理論で貫したところになります。国民社会は分権化・

国際化し、市民型人間型の大量熟成とともに、国家観念は市民と政府に分節し、政府も国と自治体に分節し、それぞれ国際政策を持つと指摘しています。

ただ、現在の課題として、市民保護を課題とする戦略展望を欠如しているうえ、国が主体的に守るのだから、都道府県を通じて国民からの協力を期待するという発想のままという問題があります。

松下先生は市民保護とは、市民に密着することなのであから、市町村がまず担うべきものであり、市民を守るためにも無防備地域の設定が必要である。万が一、市町村がやらなければ都道府県がやるべきだとも指摘しています。

さらに、国はこの当時から今に至るまで、自治体蔑視によって無防備地域を設定する「適切な当局」のなかに自治体を含めないという無駄な議論をしていると批判します。繰り返しになりますが、松下先生によれば、無防備地帯を設定できる適切な当局の中には、自治体も含まれます。それにも関わらず、国はそれを認めたくないので、国が決める場合にはできるという解釈をしていますが、信託統治の議論からすればあり得えない。だからこそ、松下先生は信託を受けた人が「無防備だ」と言えば「無防備だ」という是当然だと述べています。

それから、松下先生は都市型社会において自治体・国・国際機構といった政府の三分化を提起しており、市民保護も三つに分かれているのです。残念ながら今の自治体は、市民保護をしなければならないという責任感や課題意識の自覚を持つてない。「國家統治」の発想で、「市民自治」を起點にしていないから、国から言われた仕事をするといふだけで国民保護を考えています。

本来は市民から出発し、自治体・国・国際機構という三つの政策基準があつて、かつ国際レベルで

には国際人道法という国際政策基準があるのだから、それを学ぶことによって自治体は有事の際の市民保護を自らの危機管理に位置づけ、自治体基本条例や個別条例に位置づけ、いわば自分たちの仕事をして考えていかなければならないと指摘しています。

分節政治と政府の多元化・重層化

こうした分節政治は、政治の多元化・重層化にも結びついています。政治の発生源を多元化することによって、部分の「失敗」を社会の「崩壊」に繋げない。要するに、国に権力集中して物事を進めるに、國が間違えた段階ですべて崩壊する。そういう馬鹿げたことはやめようと松下先生は言っているわけです。

官僚の優秀性という幻想に立つて、国一点に政治が集中するシクミの国家統治の総動員方式は、国の失敗が社会全体の崩壊を導く。だからこそ、国家統治型危機管理から、市民自治型への転換が必要だと述べているのです。

政治主導による危機管理の欠如

そもそも、政治主導の危機管理の考え方自体は未熟であるとも書いています。この有事法制では様々な会議を立ち上げると規定されたのですが、これは国家統治型の発想から来るものです。そして、国会の政治責任はアイマイで、ヨセアツメの既成官僚が中心となるシクミで、学校秀才からなる官僚はその体質として危機管理はできません、と言います。

危機管理の見識や熟度が欠如の議論では、国家中心主義者から「国家意識が欠落しているからだ、あるいは細谷氏流に言えば「国家意識に覚醒していないからだ」という批判にすぐ結びつくわけです。しかし、国政（国家ではない）に信託

できるのかという問題が浮上します。

当時の国政の実態は、人ガラミ・金マミレ、失敗多き政府と官僚ですから、信託に値しない。と国会・内閣主導であるべき国レベルの危機管理は、複数省庁の分担管理であり、内部対立だとまとめています。松下先生は官僚内閣制から国会内閣制へ移行することによって、国政レベルの信託が可能となる政治主導を提唱し、二〇〇〇年頃の議論を終えています。

③ 松下理論への所感

松下理論を大まかに要約してきました。確かに

都市型社会で戦争になると悲惨となるのはよく分かることで、専守防衛して本土決戦になれば大問題が起ころるのは間違いありません。この議論は恐ろしくて、国内で専守防衛・自衛戦争するのは、国民保護の観点からは問題だから、国外で戦争をしようという流れに行き着きます。ブーチンと同じ発想です。つまり、松下理論は、敵基地攻撃や先制攻撃の話になる危険を持った発想とも言えます。

もちろん、事前抑止が重要だとなれば、日米安保体制（岸信介）・非核三原則＝「核の參」（佐藤栄作）、核共有論（安倍晋三）、核武装論（清水幾太郎）のような話になります。そもそも、ブーチンのように、敵国軍が都市型社会を崩壊させてもかまわないと考えるのであれば、都市型社会でも戦争は可能です。ある意味、敵国軍からすれば侵略はしやすいけども、自國軍が防衛戦争をしにくいう構造とも言え、二〇世紀型世界観と合わないのが都市型社会ということになります。その意味で、細谷氏の提唱する二〇世紀型世界観は、侵略戦争を否定する意味では非常に倫理的・道義的なので

すが、リアリズムに立てば、ブーチンのように先制攻撃論に傾かざるを得ないででしょう。つまり、議論としてエスカレートしていきます。

他方で、松下理論が、このようなタカ派（国家幻想）と一線を画すのは、市民個人を起点にしている点です。自衛権はすべて信託されたものでありまして、国家の自衛のために、あるいは防衛戦争のために市民が犠牲になるのは本末転倒であるとともに、松下理論では自国政府であろうと占領政府であろうと全然区別がないということになります。要するに、自衛権を信託するに値するか否かであり、信託に値しなければ抵抗するということがあります。

むしろ、松下先生は占領された後が勝負であると考えていたのではないでしょか。市民社会のモロサを前提にして、市民社会の生活を壊さないように、占領された後どう抵抗するのか。信託に値する占領軍にどうやって変化させるのか。これが松下先生の大きな関心事だったのではないかと思っています。

改めて読み直すことで、松下先生はこんなことを考えていましたんだなと思ったのですが、なかなかそこから超える議論は難しいのも事実です。先生の言葉で言えば、「飛躍的に国際政策にしなければならない」ということになりますが、具体的にはどう飛躍したらいいのかという答えは見えてこない。論理の飛躍しかないようにも思えます。

恐らく、占領軍が来ても個人の自衛権は放棄しないということなのだろうと考えています。都市型社会から利益を得ようとする合意的占領軍は、都市型社会を破壊しない占領統治をするでしよう。また

たは強制収容・強制移住して、自国民を植民しようとするならば、占領地市民は占領軍に武力抵抗するしかありません。抵抗権ですから、アメリカ独立戦争や、アメリカのライフル協会のように「自分で銃を持って」という話になるでしょう。また、リアリズムからすれば、自国軍が組織的に抵抗できなくなつてから個々人が武装抵抗するよりは、最初から「國家」のもとで組織的抵抗した方が、どうせ殺されんにせよ、まだ勝ち目があると考えるかもしれません。松下先生は国際政策の「飛躍」を期待していますが、どのように飛躍すればよいのか解答はないようです。これはなかなか難しい問題であるという気がしています。

つまり、橋下氏、細谷氏、松下先生と、いずれも、説得力がありません。

3 国民保護の現状

(1) 沿革

東西冷戦と有事法制論議

ここからは、松下先生が農村型社会のイメージでのままでいたと指摘する、現代日本の現実の国民保護の仕組について取り上げてみたいと思います。沿革的に言うと、三矢研究を始め、冷戦期にはいくつか有事法制議論がありました。とは言つても、米国の抑止力で東西冷戦が抑えられてきた経緯がありますから、ソ連との本土決戦なんてあり得ない話で収まっていたわけです。

当時の西側の議論は、ワルシャワ条約機構が陸上兵力で攻めてきたら、陸上兵力で劣るNATO側は核反撃するという主張でした。核に対して核で反撃するのではなく、陸上に対しても核でやり返すという

ロジックでしたので、陸上戦は考えていませんでした。現在は西側の方に陸上兵力が大きくなってしましましたので、NATO側が陸上で攻めてきたら、ロシア側が核攻撃するかたちに変化しました。ワルシャワ条約機構が解体された現在、ロシア側からの陸上兵力は何をするか分からぬ状況です。

これは日米においても同じ事です。冷戦期には

自衛隊が北海道などに展開して、防衛すると言つていました。冷戦が終わり、日米安保の対ソ防衛の仕事がなくなってしまいましたので、日米安保の再定義をすることになり、一九九六年に日米ガイドラインを改訂します。その後同時多発テロがあつて、二〇〇三年に事態対処法を含む有事関連三法が成立します。

このときに国民保護を放置していたということで、二〇〇四年に国民保護法を含む有事七法が成立し、二〇〇四年八月にジュネーブ四条約追加第一議定書に加入、二〇一五年には平和安全法制整備法（一部集団的自衛権行使法）に変化していきます。

(2) 国民保護法の概要

会場の皆さんには、国民保護法の概要を記載したレジュメをお配りしましたが、簡潔に言えば、自治体の責務は地域と住民の生命・身体・財産を保護することであり、国・自治体などと相互協力する。役割分担としては、国は武力攻撃事態等への対処をし、自治体は国民保護を行う。また、国民に対しては協力をするよう努めるものとする、という努力規定になっています。

有事の際には、国は武力攻撃事態対策本部を設置して、基本方針に基づき総合調整するとなつていますが、これは、災害対策基本法、新型インフ

ルエンザ等対策特別措置法を始め、原子力災害対策特別措置法などすべてほぼ同じロジックで、本部をつくつて方針を出して指示するというお決まりの仕組となっています。

(3) 国民保護法制

① 概要

松下先生は「なぜ自由がないのか」を主張していましたが、この法律でも自由を保証するとは規定しません。繰り返しになりますが、この国民保護法制下での自治体の目的は国民の生命・身体・財産の保護を図ることです。そもそも有事では自由どころではないので、国民の自由を抑制しても生命・身体・財産だけは守るという発想だからでしょう。

国・自治体・指定公共機関の責務・役割分担をした上で、国の方針の下に、自治体・指定公共機関などが全国において措置することになります。

具体的には住民避難措置、避難住民等救援措置、武力攻撃災害対処を行います。なお、緊急対処事態もほぼ同じ措置です。基本的人権には配慮することとされています。

② 具体的内容

ここからは具体的にどのような対応をするのか話をしたいと思います。住民保護措置として、国から警報や避難指示が出ると都道府県が指示を出して、市町村が実際に避難誘導する。これが住民保護措置です。ただ、どこに有事下で避難誘導するのかよく分かりません。これは松下先生も同じことを指摘しています。

救援措置は都道府県が中心となつて進めるところですが、具体的に何が書いてあるのかと言わ

れると、何も書いていないのがこの計画の特徴で定されています。戦災がおこると、警戒区域の設定や消防、化学物質の除染、ダムや発電所の警備が必要となります。国民に対しては、繰り返しになりますが、協力を要請されたときには必要な協力をするよう努めるものとすると規定しています。そこで、具体的には避難訓練に参加する、避難被害者の救助や搬送、消火、保健衛生に協力するなどが挙げられています。さらに国は協力した人が死亡・負傷した場合には補償する規定も置かれています。

権利制限についてもいろいろあつて、国から原子力事業者に対して措置命令を出したり、都道府県から医療関係者には医療提供命令を出す。これはインフル特措法も全く同じ構造なのですが、マスクを出せと言つたから出てくる物ではないですし、ワクチンも同じです。なので、実効性には疑問が残りますが、基本的には命令するようになっています。また、土地所有者、施設管理者に対しても強制使用を行うことができ、こうした権利制限を課すことができる法律となっています。

③ 国民保護計画

以上を踏まえ、国民保護計画を策定することになります。これも三層構造になつていて、国が基本方針を作り、都道府県は計画を策定する。市区町村も計画を作るように指示されており、すべての自治体でこの計画は策定済みとなつています。計画の中身については、皆さんのお住まいの自治体のホームページを開いてご覧頂ければと思います。計画の中身については、皆さんのお住まいの市町村が実際に避難誘導する。これが住民保護措置です。ただ、どこに有事下で避難誘導するのかよく分かりません。これは松下先生も同じことを指摘しています。

救援措置は都道府県が中心となつて進めるところですが、具体的に何が書いてあるのかと言わ

す。確かに、「どんな攻撃が行われるか分からぬいのだから書けない」と言えばそれまでですが、計画には危機管理本部・国民保護対策本部を置くこと、他の関係機関・団体と密接に連絡・報告・協力する二つが規定されています。要するに、関係機関の電話番号を慌てて探すくらいなら、あらかじめ電話番号を知つておきましょう」という程度と言えばわかりやすいかと思います。つまり、有事の際に、それ以上の対応ができるとは最初から想定されていない、ということです。

こうした場当たり対処を前提として、関係機関と連絡調整して行うという訓示がなされ、連絡しやすい体制とするために協議会を設置して関係者同士の顔を合わせるようにしているのですが、最近はコロナによって書面開催という状況です。以上のように、場当たりで集まることに対して、誰が担当者からすら分からぬ状況になつてているのは、この計画を策定した人から見れば、形骸化しあしかしながら、現実は原子力災害の時も明らかですが、難民＝国内避難者が発生して大変な状況になりますし、物資を事前に山ほどため込んでいても、物流やインフラが崩壊することを想定すれば、極めて膨大な量をため込まなければなりません。したがって、この計画の実態は思考停止していることになります。

つまり、自治体としては国から言われたから策定しただけで、我が事として市民保護を考えていません。そもそも、橋下氏・細谷氏・松下先生の議論がいずれも説得力がないのですから、考へても答へができないのです。脆い都市型社会に何かしらの対策があるとは思えませんし、対策を考えるとすれば都市型社会を止めるというような結論に至ります。だから

らこそ、計画なんて立てられないでの、本部を作つてみんなと仲良く連絡しましようという内容なのです。あれだけ分厚い計画なのに中身が二行で要約できるのはある意味すごいことですよね。このように、学校秀才は答えのない答案に長々と回答を書く。これが国民保護法と国民保護計画ということです。

4 市民保護のむずかしさ

(1) 根源的問題

市民保護について、橋下徹、細谷雄一、松下圭一の各氏に通じる最大の悩みは、市民個人を起点としたときの難しさということになります。合利的個人であれば、他人を犠牲にしても自分の人生を確保するという利己主義的な行動をします。典型案例は靖国神社です。政治家のために死んでくれる他人＝若者（「英靈」）に政治家が感謝している仕組となっています。他人を犠牲にして自己利益を図る政治家は、合利的個人の典型です。

以上のように、自分の利益のために他人が犠牲になるという状態は、合利的個人からすれば非常にありがたいのですが、倫理的には問題があるでしょ。とはいっても、合利的個人はアリズムですから、倫理や道義はどうでもよいわけです。しかし、全員が合利的個人であるならば、誰も「英靈」にはなつてくれません。ともかくとして、他人のため、みんなのため、になつたとしても、あるいは、自分のためになると考えて利己的に行動しても、自分を犠牲としないで逃げてしまうことがあります。合利的個人は、ここで議論が堂々巡りしてしまうわけです。

そこで、**図表**のようなマトリックスを作つてみました。自分はどうなのか、他人はどうなのか

の視点で見てみると、四つくらいになるわけですね。(1)自分は逃げるつもりだけど、他人が戦ってくれると非常にありがたい。靖国参拝派の政治家や国会でゼレンスキーや手派の政治家の考え方です。(2)自分を犠牲にするつもりはないものの、他人も同じような考えであろうと想定します。橋下氏のような白旗降伏だとありますね。

図表(自分と他人の行動)

		自分の行動と自分にとっての帰結	
		一緒に戦うつもり	自分は逃げるつもり
他人の行動	他人は戦ってくれた	③戦友 勝利してもどちらは戦死するかも敗北と玉碎・集団自決	①志願兵・英靈への感謝 他人の犠牲のおかげで勝利暴行・黙示・強制移住かも
	他人は逃げる	④勝利しても戦死するかも、不公平犬死、無駄死 v.s 英靈とてば「戦友」となり、米国から見た硫黄島のようにハッピーなことになる	②白旗降伏・敗北暴行・黙示・強制移住かも

自決するロジックとなるでしょう。カミカゼ特攻、沖縄地上戦・タリバン型戦闘員ですね。また、(4)自分は戦うつもりだけども、他人は合利的な人間で逃げてしまう場合、犬死にすることになる。利他的な大多数の日本人の庶民（空襲・本土決戦）と合利的な他人である政治家（國体護持・無条件降伏）の関係でしよう。つまり、(1)と(4)は自分と

他人とを入れ替えている状態であります。

要するに、どれになつてもろくな事になります。この論議は非常に閉塞感がありますし、人間個人の命が大事という事になれば、どつちに転んでもろくな事にはならないと言えるのではな

(2) 困難性

戦闘員の現実はボランティアや志願制であり、自分の利己主義を前提にすれば強制することもできませんから、危険を冒すかどうかは本人次第となります。そもそも志願する人は「(国防・愛国)意識高い系」ですから、そういう人たちから見れば、志願しないような利己的な人はけしからんと言う話になり、弾圧してもかまわないとの流れになる。軍事政権です。結果として対市民規律が維持しにくくなってしまいます。

軍人に弾圧されないためには、自分も「意識高い系」のような「演技」をするしかありませんが、実際に戦闘員として動員されて被害に遭う可能性もあります。自分が戦闘に動員されないようにしつつ、他人に戦闘に行くよう煽る「意識高い系」として振る舞うのが、最も合意的です。安全保障の専門家や軍隊幹部やタカ派政治家になるのは、このような意味で合意的です。

自分がからみれば、他人が犠牲を払つてくれて自分が助かるのが一番良いと思うのです。ここでは、自分も他人も個人レベルで議論してきました。今度は集団レベルで、「自分たち」と「他人たち」とするとどうなるでしょうか。「自分たち」の範囲と言つてもいろいろあります。自治体は市民保護をめざし、他の自治体などに犠牲を払わせ、自分

の自治体は「知つたことではない」と言つて抜け駆けすることもあるかもしれません。ただ、他の自治体も同様に考える可能性もあるかもしれません、志願する自治体もあるかもしれません。

個人レベルでも集団レベルでも、両方協力するのは全体のために望ましいのだけども、片方それぞの合意的な選択に委ねるとそうはならない、という状態もあるかもしれません。場合によっては強制が必要となります。图表で言えば、右上①の「他人に戦わせるにはどうするのか」がそれに該当し、結果として「強制」に行き着くわけです。

もつとも、その場合には、③のように自分にも強制が係るかもしれません。だから①では、他人が逃げないよう強制するが、自分は強制から免れる、ということになります。つまり、国民一般には強制して戦争協力をさせますが、自分は強制する側であって、強制される側ではない、という為政者の方程式です。全体の利益を騙つて、為政者の私益が合意的に達成されます。

強制とは、結局のところは、個人から出発してみれば、犠牲になるということです。囚人のジレンマは、両方協力すれば協力した各人のためにもそれなりに望ましく、さらに全体のために望ましいという状況です。しかし、防衛の場合には、協力した各人に相当な被害が及ぶ可能性があり、『全体のために望ましい』だけでは、個々人にとつての「それなりの合意性」は存在しません。

(2) 攻撃目標から外させる

自治体ができることの二つ目は、攻撃側の攻撃目標から外されることでしよう。ただ、目標を外すかどうかは敵が考えることですから、どうやら目標から外してもらえるかは全く予想はできません。相手方に自治体を攻撃する意味がないと

論理が理屈上は非常に楽です。ただ、理屈上は非常につきりするのですが、実態としては集団の名を借りて、自身の安全を確保しつつ、他人を犠牲にする①が、防衛論議の本質として、対市民規律という点でも疑いが残るということになります。個人を起点にしなければ、個人間の利害得失の不公平な配分が見えなくなってしまいます。また、集団レベルの国家を起点にしても、他国に戦うことを強要して、自國が戦わないことが、合意的となります。

5 自治体による住民保護の方策 を考察する

(1) 平時の市民間交流

そうした中で自治体による住民保護の方策を考えなければならぬのですが、非常に難しく出口がない問題となっています。都市型社会で防衛戦になつたら住民生活が崩壊してしまいますので、被害に遭わないのが最善です。だからこそ、外交・軍事力による抑止が本来いちばん望ましい。自治体では何ができるのかというと、非軍事民生の市民間交流による信頼醸成などの自治体外交しかありえないということになります。

自治体ができることの二つ目は、攻撃側の攻撃目標から外されることでしよう。ただ、目標を外すかどうかは敵が考えることですから、どうやら目標から外してもらえるかは全く予想はできません。相手方に自治体を攻撃する意味がないと

思われるには、重要軍事施設を持たないのが一番です。元々、基地反対議論でよくある論理ではあります。このほか、敵方に魅力的なインフラ・生産・物流施設などがなければよいのです。とはいっても、攻撃側から見て魅力が無い地域は、都市型社会としてもろくな生活ができるない地域と言い換えることもできることに留意する必要があります。

(3) 住民保護のための「白旗降伏」

冒頭で住民保護のために「白旗降伏しろ」という橋下徹氏流の考え方を紹介しましたが、まちが破壊されても、若者がどんどん死んでいく状態になるくらいなら、勝海舟のように無血開城するのが合意的だという考え方もあります。国全体の防衛戦争に勝利しても、自分たちが死んだり、地域社会が崩壊しては意味がありません。自治体の論理から言えば、そんな馬鹿げたことに付き合うこと自体あり得ませんから、電撃戦で無血開城＝白旗降伏が望ましいと言えるのかもしれません。

しかし、自治体が無血開城を選択できるのかといふ問題があります。自国の防衛隊が勝手に戦闘を始めたら全然止まりませんから、防衛隊にも降伏してもらわなければ意味がありません。もつと言えば、いつたんはその自治体・都市・地域は、降伏しても、自國方は奪還戦争を始めるかもしれません。

そして何より、占領軍が何をするか分かりませんし、住民保護をする保証もない。ウクライナ侵略戦争でもロシア占領地域において様々な戦争犯罪が起きていますし、第二次大戦で日本軍も占領地域で何をやったか考えれば当然、占領軍は信用できませんといえるでしょう。また、旧ソ連軍が侵攻した地域で何がおこったか、沖縄で「銃剣とブル

ドーザー」として占領米軍が何をやったのか。過去を振り返つてみれば、占領軍はまともな行動はしないということが分かると思います。

だからこそ、二〇世紀型世界觀を持つ細谷氏理論は「白旗降伏して占領されても、抵抗・自衛戦争しても、どうせ国民などは保護されないから、戦え」という考え方なのです。ただし、戦闘しても全員が殺されるとは限りませんが、無血開城の場合でも、みんなが全員虐殺されるとは限りません。どちらの利害得失が大きいかに賭けるのかということです。抵抗戦争した挙げ句に敗北して占領されて二重に被害に遭うより、被害を占領だけにするのが、橋下氏流の白旗降伏論ということになります。抵抗戦争して勝てれば、戦闘の被害があるとしても、占領の被害よりは小さくて済む、というのが細谷氏の国家自衛戦争論でしょう。もつと抗戦を叫ぶことになります。そうすると、さらに被害は大きくなります。これが橋下氏の危惧するところです。リアリズムに立つ以上、結局、自衛戦争に勝てるのかどうか、という判断次第です。

一方、占領軍としては占領した都市から利益を得たいので、圧政や収奪をするのは合意的ではないというのが松下理論です。ただ、繰り返しになりますが、占領軍が合意的であるとの保証は全くありませんので、何をやるか分からぬ。短期略奪に対して非暴力・被服従で抵抗運動し、占領支配者に抵抗する方法もありますが、これも組織的な対抗力が無くなつてからの抵抗よりも、先に抵抗したほうがよいとする考え方もありますし、米国には明快な答えはありません。したがって、国レベルの政府は国民集団の一体性を仮想しますが、自治体レベルでどういう集団を想定すべきなのかは、自明ではありません。

今破壊されるよりはいいだろうというのが、住民目標での白旗降伏ということになります。

(4) 万策尽きて

冒頭で説明したように、戦争はハイポリティクス（高み）の世界ですから、国が大局的戦略から判断をするわけです。基本的に有事法制は、国が抵抗作戦をするときに、自治体によって阻害されない条件の整備ですから、住民を保護する保証はありません。こうした点からも戦場から回避できる方策はなかなか無いと言えるのではないでしょう。

おわりに —自治体による住民保護の原理—

(1) 自治体と集団的合意性

まとめに入つていきましょう。自治体による住民保護の原理については今申し上げたように、個人的合意性から考えていけば、答えが出てこないということになります。だからこそ、集団の議論から始める細谷雄一氏のような議論となりやすいのですが、集団から始める以上は、個々人の保護はありません。ただ、相対的に多数を保護しよう、という発想はあり得ます。

とはいって、この集団の単位は観念の產物ということになります。なぜ、国民国家の単位で集団を考えなければならないのかと言われると、論理的には明快な答えはありません。したがって、国レベルの政府は国民集団の一体性を仮想しますが、自治体レベルでどういう集団を想定すべきなのかは、自明ではありません。

私は、自治体が、国民保護ではない市民保護と、いう、いわば、集団的合利性を地域集団レベルで設定することは対抗措置として重要なだと考えていました。国家と称するような観念的団体の現実は、いくら国民保護を提倡したとしても、国家に一体化される一部の特權的な人たちを保護するためには、他者を犠牲にするための構造と言えます。それに取り込まれないようにするためには、自治体レベルで一定の集団的保護を観念しなければならない。その上で対抗として集団合利性を追求し、個人の合利性を否定することはあるのかもしれません。もつとも、この危険性は、国政と同じです。つまり、いくら市民保護を提倡したとしても、自治体に一体化される一部の地域での特權的な人たちを保護するために、他者を犠牲にするための構造に堕落する可能性はあると言えます。

たじやないかという気がしてなりませんが。ともかく、無条件降伏に対する本土決戦を提唱する軍人もいました。このように、戦闘集団の非合意性をどう扱うかが非常にむずかしい問題です。

から、自治体が定めている市民保護計画や国民保護計画は、本部を置いて連絡しましようという点にとどまり、思考停止の作文になつてるのは、ある意味やむを得ないもので、ある意味で合理的なものかもしません。

(2) 自治体と非合意性

もう一つは、自治体と非合意性です。そもそも戦闘集団は合意的な人々ではありません。自分を犠牲としてもいいと思っている人ですから、「一億総玉碎だ」、「本土決戦だ」と言つた主戦論を開します。こうした自爆型・自滅型の非合意性がある中で、二〇世紀型国家はどこかの段階で生き残りのために降伏する、あるいは交渉します。要するに、国家理性に基づいて必要だと判断すれば無条件降伏をすることもあります。

ちを保護するために、他者を犠牲にするための構造に堕落する可能性はあると言えます。

私は、自治体が、国民保護ではない市民保護と
いう、いわば、集団的合利性を地域集団レベルで
設定することは対抗措置として重要だと考えて
います。国家と称するような観念的団体の現実は、
いくら国民保護を提唱したとしても、国家に一体化
される一部の特権的な人たちを保護するため
に、他者を犠牲にするための構造と言えます。そ
れに取り込まれないようにするために、自治体
レベルで一定の集団的保護を觀念しなければなら
ない。その上での対抗として集団合利性を追求し、
個人の合利性を否定することはあるのかもしれません。
せん。もつとも、この危険性は、国政と同じです。
つまり、いくら市民保護を提唱したとしても、自
治体に一体化される一部の地域での特権的な人た

かく、無条件降伏に対する反対して、本土決戦を提唱する軍人もいました。このように、戦闘集団の非合利性をどう扱うかが非常にむずかしい問題です。

いま一つは、利他・博愛型の非合利性です。国際人道法の発想である「戦闘集団は自らを危険にさらしながら、市民を守る」という聖人のような人が戦闘員になつてゐるという前提が必要なのであります。しかし、非合利性の現実を考えると、聖人が敵国と戦闘ができるのかなど、非常にむずかしい課題も残されています。

また、自治体の場合、どのような利他性に立つて行動するのかも問題になります。戦闘員は非合意的に行動しているので、いきりたついろいろな

から、自治体が定めている市民保護計画や国民保護計画は、本部を置いて連絡しましようという点にとどまり、思考停止の作文になつてるのは、ある意味やむを得ないので、ある意味で合理的なものかかもしれません。

そうした中で考えても仕方ないことになりますが、「考えても答えがない」、「結論がない」といふのは、自治体としてはまずいのです。どういう方法があるのかを、やはり自治体が主体的に考えなければならないのです。しかし、考えてもどうしようもないから、国の指示どおり動いて、出たところ勝負で、めちゃくちゃとなりそなのがこの国実態です。なかなか厳しい現実を突きつけられているということを改めて感じています。

(3)

民間人が最前線に立つ沖縄地上戦のような地獄園になってしまいます。

一方で敵国・占領軍へのゲリラ抗戦をすると、これまで大量の犠牲が生じます。したがって、自分の身を危険にしても、市民保護に専念するくらいしかない。もちろんこれも大きな犠牲を払うことになりますので、自治体の利他性についても道は陥しいということになるでしょう。

せん。松下先生はすつきりしないところをすつきりとしたよう見せる天才で、それが松下流です。ただ、私からすれば松下先生の論理は、橋下氏や細谷氏と同じく、政策提言として望ましい未来を描けていません。突き詰めて考えていないと思うのですが、突き詰めて考えようとしても私自身も答えが出ていないのが現状です。だから、国も自治体も、空虚な作文になるのです。長くなりましたが、私からの話を終えさせていただければと思います。ご静聴ありがとうございました。

第二次大戦においても日本の統治者は、沖縄については平気で犠牲にしましたが、自分のところが攻撃されそうになると、「國体を守る」と称して突然無条件降伏した。こうした結論に至るなら、橋下流に、最初から無条件降伏しておけばよかつ

いろいろと述べてきましたが、考えれば考えるほど答えがないというのが結論です。各々論者が言っていることもろくでもないことだけど、世の中に存在しているのはろくでもない話ばかりで、まともな解決方法が今のところ出てきません。だ

(本稿は、二〇一二年六月一〇日に開催した
第五八回定期総会記念講演会での講演をまと
めたものです。文責・編集部)

八かない
としゆき